

東京信用保証協会との懇談会報告（保証協会確認済）

東京同友会は2003年6月17日、東京信用保証協会と00年、01年に続く第3回目の懇談会を行いました。主なテーマとなった下記の点についてご報告致します。

・出席者リスト（敬称略・順不同）

保証協会	佐藤 茂夫	東京信用保証協会保証統括部長
	石崎 賢司	東京信用保証協会保証統括副部長
	五十嵐 久	東京信用保証協会保証統括副部長
	細野 修	東京信用保証協会企画部副部長
	小泉 幸郎	東京信用保証協会保証統括課長
	原田 安則	東京信用保証協会企画課長
同友会	三宅 一男	東京同友会副代表理事、村松 誠 政策部長
	星野 輝夫	政策部員、水戸部 良一 政策部員、佐々木 正勝 政策部員、
	松林 信介	事務局長、荻原 邦弘 事務局次長

懇談での質問・要望と回答・対応は下記通りです。

- (1) 保証協会の本来の趣旨は、担保力に乏しい中小企業金融の円滑化をはかり、中小企業を健全に育成するという信用補完機能にあり、特に現下の金融状況下では保証協会の与信供与機能は中小企業の死命を決するといつて過言ではないので、人的・物的担保優先主義から事業性の評価を中心とする保証条件の緩和をすすめられたい。

協会は、従来から返済能力や資金使途にポイントを置いた保証審査をしており、無担保で積極的に保証をしています。全保証件数に占める無担保保証の割合は現在85%に達しています。

- (2) 利用者にとっても、又、保証協会の健全な運営のためにもリスクに見合った保証メニューを拡大し、保証対象企業の間口を広げられたい。

国や都、協会では、各種の保証メニューがあります。金融相談があれば、ニーズに合った制度融資をすすめています。保証料率を高くして、リスクに見合った保証制度の新設は、現段階では難しい。

- (3) 中小企業の債務は平均20年という実態を考える時、中小企業が安定的に経営を持続する為には「長期中小企業ローン」が必要であり、これに耐え得る保証制度を開発されたい。

保証期間は、原則として10年が最長です。但し、制度融資はその要項に定めるところによります。有担保であれば運転15年、設備20年という商品もあります。

- (4) 不良債権処理に伴う金融機関の一方的な整理回収機構（RCC）送りによる倒産を防止するため、当該企業の債務が信用保証付融資の場合、債務者の意向を重視し、企業と金融機関、信用保証協会の三者のガイドラインを設けて対処する措置を講ずること。

RCCに譲渡されたことを理由に保証を断ることはありません。要は、その企業の経営内容です。健全金融機関が何らかの理由によりRCCへ譲渡する場合、金融機関に当該事業者への説明責任を課しており、RCCには実情に応じた対応をするように確認しています。

- (5) 保証付融資を金融機関が旧債振替に充てないように監視強化をはかられたい。また、利用する中小企業への広報活動も徹底されたい。

金融機関との約条で協会の承諾のない旧償還は認めていません。旧償還は、事業者にメリットがあることを前提に判断しています。事業者が承諾もしていない旧償還はないと考えています。万が一、金融機関から保証付き借入金による旧償還を求められた時は、協会の担当部署と相談して下さい。

- (6) 資金繰り円滑化借換制度利用のハードルが高いこと及びこの利用を金融機関が条件緩和債権とみなさないように徹底されたい。

協会は「資金繰り」制度を使ったことだけを理由として保証を断ることはありません。国も金融機関に対して本制度利用のみをもって条件緩和債権とみなさないように指導をしています。

- (7) 中小企業の保証付き融資の貸出条件変更はその多くが当面の資金繰りカバーを目的とした条件変更であり、金融検査マニュアルにもとづく要管理債権とは本来分けて考えられるべきで、条件緩和債権を理由としたペナルティの適用を行わず、継続的な保証に応ずるとともに協会の支社・窓口を始め各金融機関へその趣旨を徹底されたい。

協会は、条件変更をしていることを理由に保証を断ることはありません。要は、条件変更の中味であり、経営の内容です。

- (8) 中小企業の技術やアイデアを評価する総合評価システムを検討されたい。当面、「技術・事業革新等支援資金融資」の無担保枠を拡大されたい。

技術を評価するのは難しい面があります。協会が評価するのは、その技術やアイデアの市場性、事業性です。技術の新規性については、都を中心に技術審査会を開き、保証の検討をしています。一度に開発費の総額を融資して欲しいとの要望もありますが、徐々に段階をおって保証するようにしています。成果をきちんと確認しながら、ステップを踏んで行うことが大切と考えています。

- (9) 保証協会による社債（私募債）保証制度の対象となる条件を純資産額に於いては1億円以上に緩和していただきたい。

この制度を利用するには、一定の財務要件（適債基準）を満たすことが必要です。その理由は、「投資家の保護」と「社債市場の秩序の維持」です。本制度は、平成12年4月に創設され、昨年基準枠を拡大しました。満期一括と異なり、条件変更等もできないため償還ができないと、即デフォルトにつながります。今後の償還状況等を見ながら検討していくことが大切と考えています。

- (10) さらに、中小企業は保証付融資を利用する機会が多く協会の制度と実際の融資査定（ガイドライン）との関係について公開と同時に否認の理由を明確にしていきたい。

保証が不承諾の場合は、協会担当者が、直接事業者はその理由を説明しています。

- (11) 代表権がはずれた場合の保証債務についてはずしてほしい。

協会は保証審査において、財務諸表等の企業内容に代表者の経営手腕や資質、個人所有資産などを加味し、保証金額を決定しています。また、代表者を辞任したとしても、在任中の経営責任があります。したがって、該当する保証分が完済するまで、原則として連帯保証人の責に任じていただきます。